

夕張市財政再生計画の変更 (令和 8 年 7 月) の概要

- 本年 6 月 16 日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和 8 年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について、変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 水道基本料金等の減免（水道事業会計への繰出）（＋ 9 百万円）

物価高騰の影響を受けている市民・企業等の経済的負担の軽減策として、令和 7 年 12 月から水道基本料金等の減免を実施しているところ、国の令和 8 年度補正予算による「重点支援地方交付金」の追加措置を踏まえ、当初 5 月までとしていた実施期間を 6 月まで延長することとし、延長分の減収等に対する水道事業会計への繰出金を計上するもの。

（財源）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7 百万円
一般財源 3 百万円

(2) 夕張支線代替輸送運営費等補助金（＋ 1 百万円）

廃止された JR 夕張支線の代替として運行されている市内路線バスについて、車両が著しく劣化していることから、当初予算で新規車両の購入費の補助を計上していたところ、物価高騰等により車両価格が大幅に上昇し、予算に不足が生じる見込みのため、所要額を追加で計上するもの。

（財源）石勝線代替輸送確保基金繰入金 1 百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋ 7 百万円）、繰入金の増（＋ 4 百万円）により、1 1 百万円の増

(2) 歳出

その他の増（＋ 1 1 百万円）により、1 1 百万円の増